

小田原市公告第 1 1 3 号

小田原市市民ホールの整備を行うにあたり、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成 2 9 年 7 月 3 日

小田原市長 加 藤 憲 一

1 公告日

平成 2 9 年 7 月 3 日

2 発注者

(1) 発注者 小田原市

(2) 事務局 小田原市文化部文化政策課市民ホール整備係
住 所 〒 2 5 0 - 8 5 5 5 神奈川県小田原市荻窪 3 0 0
電 話 0 4 6 5 - 3 3 - 1 7 0 2 F A X 0 4 6 5 - 3 3 - 1 5 2 6
Eメール hall-propo@city.odawara.kanagawa.jp
窓口対応時間 8 時 3 0 分 ~ 1 7 時 1 5 分 (正午から午後 1 時までを除く。)
(土・日・祝日を除く。)

3 事業概要

(1) 事業名

小田原市市民ホール整備事業

(2) 事業場所

小田原市本町一丁目 1 3 8 番 6 ほか

(3) 事業内容

本事業の構成及び業務内容は以下のとおり

小田原市市民ホール整備事業 (第 期) (以下「第 期事業」という。)

ア 設計業務 : 基本設計、実施設計 1、施工計画、コスト管理

小田原市市民ホール整備事業 (第 期) (以下「第 期事業」という。)

ア 設計業務 : 実施設計 2、設計意図伝達、施工計画、コスト管理

イ 工事施工業務

ウ 工事監理業務

設計業務には、別途備品・外構工事の設計業務を含む。

工事監理業務には、別途外構工事の工事監理業務を含む。

上記業務を総括して以下「本業務」という。

実施設計 1：発注者による予定価格作成のために必要となる実施設計図作成業務

実施設計 2：実施設計 1 以外の施工のために必要となる実施設計図作成業務

本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 18 条に規定する技術提案の審査及び価格等の交渉による方式を踏まえて、競争参加資格を有する者に対して技術提案書の提出を求め、技術提案書の中立かつ公正な審査の結果に基づき選定した者（以下「優先交渉権者」という。）と、基本的な協定である小田原市市民ホール整備事業に関する事業協定（以下「事業協定」という。）及び第 1 期事業の契約を締結した後、設計の過程で事業協定に基づき、工法、価格等の交渉を行い、見積合わせの後、第 1 期事業の契約を締結し、工事施工等を行う事業である。

本事業は、小田原市市民ホール基本計画（平成 24 年 4 月策定）に基づき、新しいコンセプトの下で実施するものである。

小田原市市民ホール整備推進委員会（以下「整備推進委員会」という。）は、これらの理念を実現できる事業者の選定を公正公明な観点から実施する。

整備推進委員会の下に分科会等を設置し、事業プロセスの点検を行う。

（4）事業期間

事業協定の締結日の翌日から平成 33 年 3 月 31 日まで

ただし、特定された技術提案書に工期短縮に係る内容があった場合は、当該技術提案書に記載された事業期間とする。

事業者の責による事業期間の延長に係る交渉には応じない。

（5）事業費等

小田原市市民ホール整備事業の事業費上限額、設計・監理等に係る費用の上限額及び第 1 期事業の事業費参考額は下記のとおりであり、本事業の参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者（以下「応募者」という。）は、下記の記載内容を踏まえ技術提案を行うこと。なお、優先交渉権者に特定された者が提出した技術提案書に事業費の縮減に係る内容があった場合は、技術提案書に記載された事業費（以下「提案事業費」という。）に基づき本事業を実施するものとし、事業者の責による上限額の増額に係る交渉には応じない。

小田原市市民ホール整備事業に係る事業費上限額

小田原市市民ホール整備事業に係る事業費の上限額及びその内訳は下記のとおりであり、応募者は、本事業における事業費上限額の範囲内で技術提案を行うこと。

小田原市市民ホール整備事業に係る事業費上限額

6,300,000,000 円（消費税等相当額 8% を含む税込）

<内訳>

- ア 設計業務（基本設計、実施設計1、実施設計2、設計意図伝達、施工計画、コスト管理）
- イ 工事施工業務
- ウ 工事監理業務

別途備品・外構工事は8億円（消費税等相当額8%を含む税込）を上限とし、事業費上限額には含まない。

設計・監理等に係る費用の上限額

設計・監理等に係る費用の上限額は下記のとおりであり、応募者は本事業における設計業務、工事監理業務に係る費用が下記金額を超えない範囲で技術提案を行うこと。

設計・監理等に係る費用の上限額

270,000,000円（消費税等相当額8%を含む税込）

第 期事業に係る費用の参考額

本事業のうち第 期事業として実施する設計業務（基本設計、実施設計1、施工計画、コスト管理）に係る費用の合計の参考額は下記のとおり。なお、参考額は業務量の規模の目安であり、見積金額に対する上限拘束性を有するものではない。

第 期事業に係る費用の参考額

162,000,000円（消費税等相当額8%を含む税込）

（6）事業スケジュール

事業スケジュールは下表のとおり予定している。

平成29年7月3日	・公募手続の開始
平成29年7月3日～7月21日	・質疑書の提出
平成29年8月4日	・最終質疑回答（予定）
平成29年8月7日～8月31日	・参加表明書、競争参加資格確認申請書 及び1次審査用技術提案書受付期間
平成29年9月5日	・競争参加資格確認結果の通知
平成29年9月16日	・1次審査用技術提案に関するプレゼン（公開） ・ヒアリング（非公開）及び1次審査 ・1次審査結果の通知
平成29年9月中旬～10月下旬	・個別対話（コンペティティブダイアログ）
平成29年10月上旬	・シンポジウム

平成29年11月1日～11月24日	・2次審査用技術提案書受付期間
平成29年12月	・2次審査用技術提案に関するプレゼン（公開） ・ヒアリング（非公開）及び2次審査 ・優先交渉権者の選定（2次審査結果の通知）
平成30年1月中～下旬	・第1期事業に関する見積合わせ ・事業協定書締結、第1期事業契約の締結
平成30年2月上旬	・市民説明会
平成31年3月上旬	・第1期事業に関する価格等の交渉
平成31年3月下旬	・第1期事業の完了 ・第1期事業に関する見積合わせ
見積合わせ後	第1期事業契約の締結
応募者の技術提案書に記載の時期	工事着工
平成33年3月31日	完成・引渡し

競争参加資格確認申請書、技術提案書等の提出物は、土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）に事務局窓口へ提出すること。ただし、締切日については午後3時までとする。

スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加表明等があった者に通知するとともに、小田原市ホームページに掲載する。

（7）その他

本事業の工事施工業務は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

本事業は、設計業務及び工事施工業務を一貫して実施するメリットを活かした有益な技術提案を受け付けるために、設計業務を担当する企業、工事施工業務を担当する企業及び工事監理業務を担当する企業によって結成される共同企業体による参加を認める事業である。

発注者は、本事業に係る発注者支援業務（コンストラクションマネジメント業務）を、第三者（以下「CMr」という。）に委託し、本事業を推進する予定である。本事業に関し、発注者からの指示に基づいてCMrから依頼等が行われた場合には、これを発注者によるものとして対応すること。

4．競争参加資格

（1）基本的要件

応募者は、4（2）から（5）までを全て満たし、かつ、以下に示す、設計企業、施工企業、工事監理企業による共同企業体であること。

なお、施工企業については、平成29・30年度小田原市競争入札の参加資格の認定を受けていなければならない。設計企業・工事監理企業については、2次審査用技術提案書の提出期限の日までに平成29・30年度小田原市競争入札の参加資格の認定を受けていなければ

ならない。その手続については、「かながわ電子入札共同システム / 資格申請システム」(<http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) 及び小田原市総務部契約検査課において申請を行うこと。

ア 設計企業、施工企業、工事監理企業について

- a 設計企業 設計業務を担当する単体企業又は共同企業体
共同企業体の場合は、共同実施方式、分割実施方式、併用方式による。
- b 施工企業 工事施工業務を担当する単体企業又は共同企業体
共同企業体の場合、共同実施方式のみによる。
- c 工事監理企業 工事監理業務を担当する単体企業又は共同企業体
共同企業体の場合は、共同実施方式、分割実施方式、併用方式による。

イ 共同企業体について

- a 共同実施方式 共同企業体の各構成員が業務全体について共同実施する方式。
- b 分割実施方式 共同企業体の各構成員が設計業務又は工事監理業務内の業務ごとに、各構成員が分担した業務のみを実施する方式。
- c 併用方式 共同企業体の各構成員が設計業務又は工事監理業務内の業務ごとに、共同実施又は分割実施することにより事業を行う方式。

ウ 設計業務、工事監理業務の業務分野について

- a 建築分野 平成21年国土交通省告示第15号別添1第1項第1号口(1)及び第2号口(1)に示す「設計の種類」における「総合」及び「昇降機等」
- b 構造分野 同「構造」
- c 電気設備分野 同「設備」のうち、「電気設備」
- d 機械設備分野 同「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」

共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

ただし、施工企業が工事監理業務を行う単体企業又は共同企業体の構成員となることは認めない。

共同企業体の代表者は、施工企業の代表構成員とする。

設計企業又は工事監理企業が共同企業体の場合、構成員の数は4以内とし、建築分野を担当する企業を代表構成員とする。建築分野を共同実施方式とする場合は、建築分野における出資比率が最大の企業とする。

施工企業が共同企業体の場合、構成員の数は2以上とし、最低出資比率は20%以上とする。代表構成員は出資比率が最大の企業とする。

共同企業体の代表者は、本事業全体をマネジメントする統括管理技術者を配置すること。統括管理技術者の権限の範囲は、事業協定書による。

共同企業体の代表者が、応募手続を行うこと。

設計業務及び工事監理業務の再委託については、主たる業務分野である建築分野の業務を再委託しないこと。

応募者である共同企業体の構成員の変更は認めない。ただし、1次審査用技術提案書の提出期限までの期間に限り、応募者である共同企業体の構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は発注者と協議するものとし、発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。この場合も、設計企業・工事監理企業については2次審査用技術提案書の提出期限の日までに上記の認定を受けていなければならない。

応募者である共同企業体の構成員及び配置する技術者に求める業務実績に規定する同種施設及び類似施設は以下のとおりとする。

- ア 同種施設 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第1（い）欄（一）項に掲げる用途の建築物で、プロセニアム型式の舞台を有する「劇場」とする。
- イ 類似施設 平成21年国土交通省告示第15号の別添二建築物の類型の「十二 文化・交流・公益施設」の第2類中「映画館、劇場（プロセニアム型式の舞台を有する「劇場」を除く。）美術館、博物館、図書館」とする。

（2）応募者に共通の参加資格要件

応募者である共同企業体の各構成員は、次の要件を満たすこと。

小田原市契約規則（昭和39年小田原市規則第22号）第5条の規定を満たす者であること。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた小田原市における競争入札参加資格を有すること。

競争参加資格確認申請書の提出期限の日から優先交渉権者の選定までの期間に、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。

応募者である共同企業体の構成員のいずれもが、他の応募者でなく、また他の応募者である共同企業体の構成員でないこと。

応募者である共同企業体の構成員のいずれかとの間に、以下に該当する関係がないこと。ただし、応募者である共同企業体の構成員のうち、以下に該当する者の全てがいずれの共同企業体の代表者でない場合を除く。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第

2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 本事業に係る別途業務の受託者（日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社及び協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）

イ 次のいずれかに該当する、アの受託者と資本面又は人事面において関連がある建設業者

- a アの受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- b 建設業者の代表権を有する役員がアの受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

ウ 整備推進委員会の委員、本事業コーディネーター及び発注者が指定するアドバイザー等が属する企業、組織又は企業と資本面又は人事面において関連がある者

（参考）

a 整備推進委員会

氏名	分野	所属等
佐藤 滋	都市計画	早稲田大学 研究院教授
青木 淳	建築家	株式会社青木淳建築計画事務所 主宰
重松 象平	建築家	OMAニューヨーク事務所 代表
大石 時雄	劇場管理・運営	いわき芸術文化交流館アリオス 支配人
市来 邦比古	劇場・舞台設備	(社)日本舞台音響家協会 副理事長
関口 秀夫	文化活動	小田原市文化連盟 会長

鈴木 倂介	地域経済・まちづくり	小田原箱根商工会議所 会頭
関野 憲司	行政	小田原市 理事 文化部長

b 本事業コーディネーター

氏 名	分 野	所 属 等
小野田 泰明	建築計画	東北大学大学院 教授

c 発注者が指定するアドバイザー

d 小田原市の組織に属する者

神奈川県警察本部（以下「警察本部」という。）から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、小田原市発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。「暴力団員が実質的に経営を支配する業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察本部にて行うものとする。また、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。なお、これに準ずるものとは、次の者をいうものとし、その判断は警察本部にて行うものとする。また、「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察本部で行うものとする。

- ア 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者
- イ 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者
- ウ 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者
- エ 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者

(3) 設計企業の参加資格要件

応募する設計企業は、次の要件を満たす企業又は一の設計共同体であること。

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。

平成 29・30 年度小田原市競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録されていること。ただし、競争参加資格確認申請書提出時に、小田原市競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録されていない場合は、2 次審査用技術提案書の提出期限の日までに競争参加資格の認定を受けること。

設計企業の代表構成員（設計企業が単体企業の場合はその単体企業）は、平成 9 年以降に完成、引渡し完了した、又は平成 29 年度内に完成予定の観客席数 500 席以上の同種施設の設計実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20% 以上を対象とする。）

下記に示す設計業務管理技術者及び各業務分野を担当する設計主任技術者（以下「配置予定設計技術者」という。）を配置できること。

ア 設計業務管理技術者

設計業務管理技術者は設計業務を統括管理するものとする。なお、建築設計主任技術者、工事監理業務管理技術者及び建築工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第 2 条に規定する一級建築士であること。
- b 平成 9 年以降に完成、引渡し完了し、又は平成 29 年度内に完成予定の観客席数 500 席以上の同種又は類似施設の建築分野の設計に携わった実績があること。（前職での経歴を含む。）
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ 建築設計主任技術者

設計業務のうち、建築分野を担当するものとする。なお、設計業務管理技術者、工事監理業務管理技術者及び建築工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第 2 条に規定する一級建築士であること。
- b 平成 9 年以降に完成、引渡し完了し、又は平成 29 年度内に完成予定の観客席数 250 席以上の同種又は類似施設の建築分野の設計に携わった実績があること。（前職での経歴を含む。）
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ウ 構造設計主任技術者

設計業務のうち、構造分野を担当するものとする。なお、構造工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第 10 条の 2 の 2 に規定する構造設計一級建築士であること。
- b 平成 9 年以降に完成、引渡し完了し、又は平成 29 年度内に完成予定の観客席数 750 席以上の同種又は類似施設の構造分野の設計に携わった実績があること。（前職で

の経歴を含む。)

- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 電気設備設計主任技術者

設計業務のうち、電気設備分野を担当するものとする。なお、電気設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士であること。
- b 平成9年以降に完成、引渡し完了し、又は平成29年度内に完成予定の観客席数250席以上の同種又は類似施設の電気設備分野の設計に携わった実績があること。(前職での経歴を含む。)
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

オ 機械設備設計主任技術者

設計業務のうち、機械設備分野を担当するものとする。なお、機械設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士であること。
- b 平成9年以降に完成、引渡し完了し、又は平成29年度内に完成予定の観客席数250席以上の同種又は類似施設の機械設備分野の設計に携わった実績があること。(前職での経歴を含む。)
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

配置予定設計技術者は、本事業の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

競争参加資格確認申請書の提出時点において、配置予定設計技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者も、上記の参加資格要件を満たしていなければならない。複数名の候補者をもって提出した場合は、2次審査用技術提案書の提出時までには配置予定設計技術者を決定し、当該配置予定設計技術者に係る競争参加資格確認申請書を再提出すること。

主たる業務分野である建築分野の業務を再委託しないこと。また、構造分野、電気設備分野、機械設備分野において、再委託先を含む主任技術者が所属する事務所(以下「協力事務所」という。)が、他の応募者の協力事務所となっていないこと。

(4) 施工企業の参加資格要件

応募する施工企業は、次の要件を満たす企業又は一の施工共同体であること。

建設業法別表第1に規定する建築工事業に該当する許可を有しての営業年数が5年以上である

こと。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

平成29・30年度小田原市競争入札参加資格者名簿の建築一式工事について登録（小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。）されており、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の建築一式工事の総合評点が910点以上であること。

施工企業の代表構成員（施工企業が単体企業の場合はその単体企業）は、平成9年以降に完成、引渡し完了した、観客席数750席以上の同種施設の施工実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上を対象とする。）

下記に示す統括管理技術者及び各業務分野を担当する施工主任技術者（以下「配置予定施工技術者」という。）を配置できること。

ア 統括管理技術者

本事業全体をマネジメントするものとする。なお、監理技術者と兼務できるものとする。

- a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- b 平成9年以降に完成、引渡し完了した、観客席数250席以上の同種又は類似施設の施工に携わった実績があること。
- c 施工企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ 監理技術者

本事業における工事施工の監理技術者とする。なお、統括管理技術者と兼務できるものとする。

- a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- b 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。
- c 平成9年以降に完成、引渡し完了した、観客席数250席以上の同種又は類似施設の施工に携わった実績があること。
- d 施工企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ウ 施工計画主任技術者

施工計画担当として本事業の施工計画を行うものとする。

- a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- b 平成9年以降に完成、引渡し完了した、観客席数250席以上の同種又は類似施設の施工に携わった実績があること。

- c 施工企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ コスト管理主任技術者

コスト管理担当として本事業のコスト管理を行うものとする。

- a コスト管理士、建築積算士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- b 平成9年以降に完成、引渡し完了した、延べ床面積3,000㎡以上の公共施設の積算業務に携わった実績があること。
- c 施工企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

配置予定施工技術者は、本事業の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

競争参加資格確認申請書の提出時点において、配置予定施工技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者も、上記の参加資格要件を満たしていなければならない。複数名の候補者をもって提出した場合は、2次審査用技術提案書の提出時までには配置予定施工技術者を決定し、当該配置予定施工技術者に係る競争参加資格確認申請書を再提出すること。

(5) 工事監理企業の参加資格要件

応募する工事監理企業は、次の要件を満たす企業又は一の工事監理共同体であること。

建築士法第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。

平成29・30年度小田原市競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録されていること。ただし、競争参加資格確認申請書提出時に、小田原市競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録されていない場合は、2次審査用技術提案書の提出期限の日までに競争参加資格の認定を受けること。

工事監理企業の代表構成員（工事監理企業が単体企業の場合はその単体企業）は、平成9年以降に完成、引渡し完了し、又は平成29年度内に完成予定の観客席数500席以上の同種施設の工事監理実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上を対象とする。）

下記に示す工事監理業務管理技術者及び各業務分野を担当する工事監理主任技術者（以下「配置予定工事監理技術者」という。）を配置できること。

ア 工事監理業務管理技術者

工事監理業務管理技術者は工事監理業務を統括管理する者とする。なお、設計業務管理技術者、建築設計主任技術者及び建築工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
- b 平成9年以降に完成、引渡し完了し、又は平成29年度内に完成予定の観客席数2

50席以上の同種又は類似施設の建築分野の工事監理に携わった実績があること。(前職での経歴を含む。)

- c 工事監理企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ 建築工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、建築分野を担当するものとする。なお、設計業務管理技術者、建築設計主任技術者及び工事監理業務管理技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
- b 平成9年以降に完成、引渡しが完了し、又は平成29年度内に完成予定の観客席数250席以上の同種又は類似施設の建築分野の工事監理に携わった実績があること。(前職での経歴を含む。)
- c 工事監理企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ウ 構造工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、構造分野を担当するものとする。なお、構造設計主任技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
- b 平成9年以降に完成、引渡しが完了し、又は平成29年度内に完成予定の観客席数250席以上の同種又は類似施設の構造分野の工事監理に携わった実績があること。(前職での経歴を含む。)
- c 工事監理企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 電気設備工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、電気設備分野を担当するものとする。なお、電気設備設計主任技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第2条に規定する一級建築士又は建築設備士であること。
- b 平成9年以降に完成、引渡しが完了し、又は平成29年度内に完成予定の観客席数250席以上の同種又は類似施設の電気設備分野の工事監理に携わった実績があること。(前職での経歴を含む。)
- c 工事監理を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

オ 機械設備工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、機械設備分野を担当するものとする。なお、機械設備設計主任技術

者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第2条に規定する一級建築士又は建築設備士であること。
- b 平成9年以降に完成、引渡し完了し、又は平成29年度内に完成予定の観客席数250席以上の同種又は類似施設の機械設備分野の工事監理に携わった実績があること。
(前職での経歴を含む)
- c 工事監理を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

配置予定工事監理技術者は、本事業の完成・引渡しまでの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

競争参加資格確認申請書の提出時点において、配置予定工事監理技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者も、上記の競争参加資格を満たしていなければならない。複数名の候補者をもって提出した場合は、2次審査用技術提案書の提出時までには配置予定工事監理技術者を決定し、当該配置予定工事監理技術者に係る競争参加資格確認申請書を再提出すること。

主たる業務分野である建築分野の業務を再委託しないこと。また、構造分野、電気設備分野、機械設備分野において、再委託先を含む主任技術者が所属する事務所(以下「協力事務所」という。)が、他の応募者の協力事務所となっていないこと。

施工企業でないこと。

5 その他

- (1) このほか事業の詳細は小田原市市民ホール整備事業公募型プロポーザル募集要項及び小田原市市民ホール整備事業要求水準書によるものとする。
- (2) 関係書類及び参考資料等の配布

本プロポーザルの参加に必要な書類、小田原市市民ホール整備事業公募型プロポーザル募集要項及び小田原市市民ホール整備事業要求水準書等は、市のホームページからダウンロードすることを原則とし、本プロポーザルが終了するまで掲載するものとする。なお、希望する応募者には次のとおり配布する。

ア 配布日時

平成29年7月4日(火)から平成29年8月10日(木)まで(土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。))市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

事務局